

食料供給困難事態対策法の基本方針（案）の概要

I 食料供給困難事態対策の実施に関する基本的な方向

- 事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な措置を講じる。
- 本法に基づく対策は、事業者の自主的な経済活動に委ねていては十分な供給が確保できない場合に限ることが適当であることを踏まえ、事業者への要請を基本とし、要請してもなお食料供給困難事態の解消が困難な場合に限り、事業者に対し、計画の作成・届出の指示を行う。
- 対策については、政府対策本部の下、政府一体となった総合的な対策を実施する。

II 食料供給困難兆候又は食料供給困難事態に該当するかどうかの基準

- 食料供給困難兆候：
食料供給に影響を及ぼす可能性のある事象の発生又はその影響の予測により、単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれがあるため、対策を講じなければ、食料供給困難事態の発生を防止することが困難と見込まれる場合
- 食料供給困難事態：
単一又は複数の品目の特定食料の供給が平年と比べて全国的に2割以上減少し、又は減少するおそれが高いため、食品価格の高騰、事業者や消費者の買占め、買い急ぎ等が生じ、国民生活・国民経済に支障が生じたと認められる場合
- 食料供給困難事態のうち国民が最低限度必要とする食料供給が確保されない場合：
国民1人1日当たりの供給熱量が摂取熱量を下回り、又はそのおそれがある場合であって、同供給熱量が1,850kcal/人・日を下回り、又はそのおそれがある場合

Ⅲ 食料供給困難事態対策を実施するための体制

- 食料供給困難兆候が発生し、食料供給困難事態の発生を未然に防止するため必要があると認められるときは、総理を本部長とし、内閣官房長官及び農林水産大臣を副本部長とする政府対策本部（食料供給困難事態対策本部）を設置する。
（そのための手続きや、国会報告等について規定）
- 内閣官房副長官補を長とする政府対策本部事務局を内閣官房に設置する。

Ⅳ 各事態における対策

【平時の対策】

- 農業生産基盤や食料等のサプライチェーンの維持・強化に加え、国内外の食料需給等に関する情報収集・分析、適切かつ効率的な備蓄の運用、安定的な輸入の確保、食料供給困難兆候時に行う出荷販売の調整等の要請等の対象者の把握、事態を想定した演習を実施するほか、不測時にパニックに陥ることなく適切な消費行動をとることなど国民各層における理解の醸成を図る。
- このうち備蓄については、
 - ・ 事態発生初期の効果的手段である一方、一時的な措置であり、財政負担を考慮する必要があることも踏まえ、
 - ・ 品目毎のリスクや海上輸送に要する期間等を考慮した上で国内に存在する民間在庫も含めた官民合わせた備蓄をトータルで捉える総合的な備蓄を推進することとし、
 - ・ 民間在庫の所在等に関する情報については、法第4条の規定に基づく調査を行い把握する。

【食料供給困難兆候発生時の対策】

- 法第4条に基づく報告徴収を強化しつつ、必要に応じ、これに応じない事業者や、買占めを行っているとの疑義情報のある事業者などについては、法第21条に基づく立入検査を行うなどにより、情報収集を強化する。
- 必要に応じて、供給確保のために最低限必要な範囲で、出荷販売や輸入に携わる一定規模以上の者に対し出荷販売や輸入に関する要請を行う。また、連続した不作や輸出規制などにより、供給不足の終期が見込み難しく、出荷販売の調整や輸入の促進では事態の解消が困難と見込まれる場合には、一定規模以上の担い手などに生産の要

請を行う。

(なお、要請は自主的な取組を促すものであり、できる範囲の取組で構わない)

- 消費者による買占めや買い急ぎ等を抑制する観点から、消費者への情報提供や働き掛けを行う。

【食料供給困難事態発生時の対策】

- 要請をしてもなお事態の解消が困難と見込まれる場合は、必要に応じて、
 - ・ 供給確保のために最低限必要な範囲で、出荷販売や輸入に携わる一定規模以上の者に対し、出荷販売や輸入に関する計画の作成・届出の指示を行い、
 - ・ 出荷販売の調整や輸入の促進で事態の解消が困難と見込まれる場合には、一定規模以上の担い手などに生産に関する計画の作成・届出の指示を行う。なお、計画は事業者にとってできる範囲のものでよく、生産計画は必ず増産する内容とする必要はない。
- 計画の変更指示は供給量が不十分な場合に、事業者の規模など実現可能性を考慮して行う。
(さらに、生産計画の場合、二毛作などにより生産量を拡大できる者などに限定する)

【食料供給困難事態のうち最低限度必要とする食料が確保されない場合の対策】

- 熱量等を重視した生産を推進する(生産転換)、その際、比較的容易に食料生産が可能な土地から優先的に活用することや、畜産物については状況に応じて計画的な食肉処理を検討する。
- 価格の安定を図るため、国民生活安定緊急措置法に基づく標準価格の設定や、物価統制令に基づく価格統制など、価格の規制・統制を行う。
- 食料を国民に公平に分配するため、国民生活安定緊急措置法や食糧法に基づく割当て・配給を行う

V その他

- 特定食料・特定資材の指定の考え方、事態発生時の地方自治体等への協力の要請、財政上の措置などについて記載する。